

H31 島根県中小企業制度融資等一覧表(1/2)

1 中小企業制度融資

	資金名	資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)	
				責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外		
一 般	一般・小規模	一般資金	設備 80,000 運転 50,000	1.55	1.40	設備12(1.0) 運転 7(0.5)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.95～ 3.05	1.80～ 3.10	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金を必要とする者	
		小規模企業特別資金	設備 20,000 運転	/	1.30	10(1.0)	/	0.20～ 1.20	/	1.50～ 2.50	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者	
		小規模企業育成資金	設備 20,000 運転	1.45	1.30	10(1.0)	0.20～ 1.05	0.20～ 1.20	1.65～ 2.50	1.50～ 2.50	小規模企業者 (融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)	
特 別	創業 新事業・承継	創業者支援資金	設備 50,000 運転 30,000	1.45	1.30	設備12(2.0) 運転 7(2.0)	0.20～ 1.30	0.20～ 1.50	1.65～ 2.75	1.50～ 2.80	新たに事業を行う者(起業・開業及び創業後5年未満)	
		新事業展開強化資金	設備 80,000 運転 50,000	1.45	1.30	設備12(1.0) 運転10(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.85～ 2.95	1.70～ 3.00	・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者(運転のみ実施も認める)	
	改善・借換	経営改善長期借換資金	運転	280,000	1.35 1.65	1.20 1.50	10(1.0) 15(1.0)	0.40～ 1.50 0.40～ 1.50	0.40～ 1.70 0.40～ 1.70	1.75～ 2.85 2.05～ 3.15	1.60～ 2.90 1.90～ 3.20	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者
		経営安定化対策資金	設備 80,000 運転	1.45	1.30	10(2.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.85～ 2.95	1.70～ 3.00	最近の平均売上高等が前年同期の月平均売上高等に比して3%以上減少している者、原材料価格高騰等で最近の売上総利益率等が減少している者、電子決済の導入等で最近の電子決済額の比率が上昇している者	
	再生	経営改善サポート資金	設備 280,000 運転	1.75	1.60	15(1.0)	0.40～ 0.80	0.40～ 0.91	2.15～ 2.55	2.00～ 2.51	経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する者	
		再生支援資金	運転	50,000	2.35	2.20	10(1.5)	0.20～ 1.30	0.20～ 1.50	2.55～ 3.65	2.40～ 3.70	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている者
緊 急	経済変動・災害	セーフティネット資金	運転	80,000	1.45	1.30	8(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.85～ 2.95	1.70～ 3.00	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者
		災害復旧資金	設備 50,000 運転 30,000	1.45	1.30	12(2.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.85～ 2.95	1.70～ 3.00	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者	
		災害対策特別資金	その都度知事が定める									大規模災害発生時に早急な金融対策が必要と知事が認めた者
		平成30年島根県西部を震源とする地震対策特別資金	設備 80,000 運転	1.25	1.10	12(3.0)	0.20～ 1.05	0.20～ 1.20	1.45～ 2.30	1.30～ 2.30	平成30年島根県西部を震源とする地震により、直接的な被害を受けた者	
		平成30年7月豪雨災害対策特別資金	設備 80,000 運転	1.25	1.10	12(3.0)	0.20～ 1.05	0.20～ 1.20	1.45～ 2.30	1.30～ 2.30	平成30年7月豪雨災害により、直接的な被害を受けた者	
経済変動等資金	その都度知事が定める									その都度知事が定める		

【資金ごとの優遇措置】

■「平成30年島根県西部を震源とする地震対策特別資金」、「平成30年7月豪雨災害対策特別資金」

借入後3年間は、融資利率、保証料率ともに0%。

■「小規模企業特別資金」、「小規模企業育成資金」

生産性向上につながる設備投資を行う場合、0.50%の利子補給を行う(3年間)。

H31 島根県中小企業制度融資等一覧表(2/2)

2 まち・ひと・しごと創生資金

資金名	資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
まち・ひと・しごと創生資金	設備 運転	80,000 50,000	1.35	1.20	設備12(1.0) 運転 7(1.0) ※観光施設 等整備枠、地 域商業整備 枠の中山間 地域商業開 連及び環境 対応枠につい ては、 設備15(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.75～ 2.85	1.60～ 2.90	県の政策を推進するため、以下の取り組みを行う者
人材投資・働き方改革等 生産性向上枠										人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む者、従業員の労働環境の整備等を行う者、しまね子育て応援企業の認定を受けた者等、働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行う者
観光施設等整備枠										地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者
地域商業整備枠										地域の買物の場の整備に取り組む者
海外展開枠										事業の海外展開を検討・実施する者(ただし県内事業所又は雇用の維持拡大を図るもの)
環境対応枠										環境保全のための施設・設備の設置、改善等を行う者

3 中小企業育成振興資金

資金名	資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
事業所新設等資金	土地 設備	200,000	1.05	0.90	15(2.0)	事業所の新設等を行う者
成長企業応援資金	土地	土地設備	1.05	0.90	15(2.0)	新たな市場等での事業展開により成長を図ろうとする者
	設備 運転	200,000 運転 80,000			7(2.0)	
経営資産承継資金	土地	土地設備	1.05	0.90	15(2.0)	雇用の維持、技術の継承、企業の成長に資する経営資産の承継をする者
	設備 運転	200,000 運転 80,000			10(2.0)	

4 立地関係資金

資金名	資金 使途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
企業立地促進資金	土地 設備	2,000,000	1.05	0.90	15(2.0)	製造業に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
ソフト産業等立地促進資金	土地	土地設備	1.05	0.90	15(2.0)	ソフト産業等に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
	設備 運転	200,000 運転 60,000			7(1.0)	

- (注) 1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。
 2. 経営改善長期借換資金、経営力強化支援資金、経営安定化対策資金、新事業展開強化資金、経営改善サポート資金の取扱期間は平成32年3月31日保証承諾分まで。
 平成30年島根県西部を震源とする地震対策特別資金、平成30年7月豪雨災害対策特別資金の取扱期間は平成32年3月31日融資実行分まで。
 3. まち・ひと・しごと創生資金、中小企業育成振興資金及び立地関係資金の信用保証の要否については、取扱金融機関の定めるところによる。